

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
規制の名称	原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 研究炉等審査部門 小多 電話番号:03-5114-2118(内線:4407) 放射線防護企画課 保障措置室 秋本 電話番号:03-5114-2102(内線4377)
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定と比較	核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化については、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化は特段生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、効果(便益)及び間接的な影響は特段生じていない。
(遵守費用)	本制度は使用者等の合併・分割申請を円滑化することを目的として導入した申請時の手続きに係る制度であることから、遵守費用は発生していない。
(行政費用)	本制度は使用者等の合併・分割申請を円滑化することを目的として導入した申請時の手続きに係る制度であることから、行政費用は発生していない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。
考察	原子炉等規制法第52条の許可使用者又は同法第61条の3の許可を受けた国際規制物資使用者については、改正法施行前までは、法人等の合併・分割に際し、承継後の法人での使用許可、承継前の法人での廃止措置計画認可又は国際規制物資の使用の廃止の届出の手続きが必要であったが、改正後は同法第55条の3又は61条の5の2により合併・分割認可を受ければ地位を承継できることとなり、手続きが円滑となった。本制度を活用し、これまでに7件の許可使用者及び25件の国際規制物資使用者の合併・分割認可申請に係る処分を実施している。 また、国際規制物資使用者間の核燃料物質の譲渡譲受及び国際規制物資使用者の核燃料物質の輸出入については、改正法施行前までは原子炉等規制法第61条により制限されていたが、法令改正により同条第8号及び9号が改正され、国際規制物資使用者における少量の核燃料物質の譲渡譲受及び輸出入の制限が解除された。本制度を活用し、これまでに246件の国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受が行われている。 本改正による費用及び効果は事前評価時の予測のとおりであり、本改正の内容は適切であったと考えられる。
備考	

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：原子力利用の安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律

規制の名称：核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門

放射線防護グループ 放射線防護企画課 保障措置室

評価実施時期：令和4年8月

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特段生じていないため、ベースライン（本法改正が為されなかった場合の仮想状態）に変更はない。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

原子炉等規制法第52条の許可使用者又は同法第61条の3の許可を受けた国際規制物資使用者については、改正法施行前までは、法人等の合併・分割に際し、承継後の法人での使用許可、承継前の法人での廃止措置計画認可又は国際規制物資の使用の廃止の届出に係る手続きが必要であったが、合併・分割認可申請のみとなり、手続きが円滑となった。

本制度を活用し、これまでに7件の許可使用者及び25件の国際規制物資使用者の合併・分割認可申請に係る処分を実施し、適切に運用されている。

また、国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受については、改正法施行前までは制限されていたが、法令改正により国際規制物資使用者における譲渡譲受の制限が解除された。

本制度を活用し、これまでに246件の国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受が行われ、適切に運用されている。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

許可使用者等の合併・分割申請の円滑化及び国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受の制限の解除により、経済活動を阻害しない形での適切な核燃料物質の管理が行われるようになっている。事前評価時に想定していた遵守費用との乖離はない。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

法人等の合併、分割及び相続に係る承継の手続は、許可使用者で7件、国際規制物資使用者で25件実施されている。また、少量の核燃料物質の譲渡譲受は246件実施されている。いずれも大きな行政費用の増加にはつながっていない。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に定量的評価の指標を設定していない。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

許可使用者等の合併・分割申請を円滑化すること及び国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受の制限解除により、経済活動を阻害しない形での適切な核燃料物質の管理が行われることが可能となっている。事前評価時に想定していた便益と大きな乖離はない。

## ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握するこ

とが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。

### 3 考察

#### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

原子炉等規制法第52条の許可使用者又は同法第61条の3の許可を受けた国際規制物資使用者については、改正法施行前までは、法人等の合併・分割に際し、承継後の法人での使用許可、承継前の法人での廃止措置計画認可又は国際規制物資の使用の廃止の届出に係る手続きが必要であったが、合併・分割認可申請のみとなり、手続きが円滑となった。

本制度を活用し、これまでに7件の許可使用者及び25件の国際規制物資使用者の合併・分割認可申請に係る処分を実施し、適切に運用されている。

また、国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受については、改正法施行前までは制限されていたが、法令改正により、国際規制物資使用者における譲渡譲受の制限が解除された。

本制度を活用し、これまでに246件の国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受が行われ、適切に運用されている。

以上のことから、経済活動を阻害しない形での適切な核燃料物質の管理が行われているようになっており、本制度改正は妥当であったと考えられる。引き続き制度を適切に運用していく。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書（要旨）

<p>政策の名称 原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等</p>	
<p>担当部局</p>	<p>原子力規制委員会原子力規制庁長官官房制度改正審議室 金子修一 電話番号 03-5114-2114</p>
<p>評価実施時期</p>	<p>平成 29 年 2 月 1 日</p>
<p>規制の目的、内容及び 必要性</p>	<p><b>【目的】</b></p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故後、重大事故対策等を求める新規制基準が整備され、それへの適合性に係る審査が行われている一方、運転段階の検査制度や放射性同位元素に係る規制の改革は今後の課題とされてきた。</p> <p>これらの課題への対応の必要性については、平成 28 年 4 月に公表された国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス（Integrated Regulatory Review Service：IRRS）報告においても指摘されており、原子力利用におけるより高い安全性の確保を目指して、効果的な規制改革を行うとともに、これを遂行できる原子力規制委員会の組織体制の整備を行うことが必要となっている。</p> <p>このため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化等の措置を講ずる。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p><u>＜核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）関係＞</u></p> <p>原子力施設を運用する事業者の安全確保に対する一義的責任を明確化する観点から、原子力施設の基準への適合性について、原子力事業者自らが検査を行うことを義務付ける。一方、原子力規制委員会が実施してきた原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、これらを原子力規制検査として一元化し、事業者が法律に基づいて講ずべき措置についての実施状況を適時適切に網羅的に監視するとともに、その結果に基づき総合的に評定し、必要に応じて原子力規制委員会が指導、勧告その他必要な措置を講ずることとする。</p> <p>その他、原子力施設等の状況に応じた規制の適正化の関連から、より早い段階における廃止措置への考慮の要求、廃棄物埋設に係る規制の見直し、国際規制物資使用者に係る規制の適正化等を行う。</p> <p><u>＜放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）関係＞</u></p>

危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、放射性同位元素の盗取を防止するための措置（以下「防護措置」という。）の実施を義務付ける。

その他、放射性同位元素等の廃棄に係る特例の規定等を行う。

【必要性】

＜原子炉等規制法関係＞

現行の検査制度は、原子力施設の基準への適合性や原子力事業者等の保安活動等の実施状況を複数の検査制度に基づいて確認するものとなっており、検査が細分化・複雑化しており、総合的・網羅的な安全管理の視点を欠くおそれがある。

また、原子力事業者等にとっても、原子力規制委員会が主体となり基準適合性等を確認する現在の検査制度は、規制上の要求を満足していればよいという意識を生じさせ、自らの改善への取組を阻害するおそれがある。

以上の状況を踏まえると、国は原子力事業者等の検査等の実施状況を包括的に監視し、適切に実施されているかどうかを総合的に評定し、原子力事業者等にフィードバックすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促す効率的かつ効果的な検査制度への転換を図ることが必要である。

また、原子力施設の高経年化が進み、今後、多くの施設の廃止措置が行われること等が見込まれる中、廃止措置のより円滑な実施に資するため、所要の規制を整備しておく必要がある。

＜放射線障害防止法関係＞

近年の放射性物質によるテロリズム行為の脅威の高まりや、平成 23 年 1 月に公表された IAEA の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」において防護措置の実施が勧告されたこと等を受け、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対して、防護措置の実施を義務付ける措置が必要である。

また、数十年から数百年の期間を要する放射性廃棄物の処理・処分に当たり、複数の法令由来の廃棄物を併せて処理・処分するためには、規制を合理化することが必要である。

関連条項（※条番号は改正後の条番号）

	<p><u>1条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第55条の4、第55条の5、第56条の3、第56条の4、第61条、第61条の5の2、第61条の5の3、第62条の2の2 等</p> <p><u>2条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第12条の5の2、第22条の7の3、第43条の3の33、第43条の26の4、第50条の4の3、第51条の2、第51条の24の2、第51条の24の3、第51条の27、第51条の28、第51条の29、第51条の30、第57条の4 等</p> <p><u>3条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第4条、第12条、第14条、第16条の3、第16条の5、第22条、第24条、第28条、第29条、第37条、第43条の3の6、第43条の3の11、第43条の3の16、第43条の3の24、第43条の5、第43条の9、第43条の11、第43条の20、第44条の2、第46条、第46条の2の2、第50条、第51条の3、第51条の8、第51条の10、第51条の18、第53条、第55条の2、第57条、第61条の2の2、第78条 等</p> <p><u>4条改正関係</u> 改正放射線障害防止法 第31条の2、第33条の2 等</p> <p><u>5条改正関係</u> 改正放射線障害防止法 第1条、第2条、第25条の3、第25条の4、第25条の5、第38条の2、第38条の4、第41条の19の2、第41条の21の2、第48条の2 等</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
遵守費用	<p><u>&lt;原子炉等規制法関係&gt;</u> 従来、国が行ってきた基準への適合に係る規制検査を事業者が主体となって行う検査に移行することとなるが、これまでも、国の検査の受検前には事業者が自主的に自らの施設について基準への適合を確認している</p>	<p><u>&lt;原子炉等規制法関係&gt;</u> 基準への適合性を国が主体的に確認する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取組が図られないという便益の損失や、責任は事業者に一義的にあるべきという国際基準からも逸脱し、国際的な信頼が低下するという社会的な悪影響が</p>



	<p>状態であり、実質的には大きな追加費用は発生しないと考えられる。</p> <p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制に関しては早期の廃止措置実施方針の作成、中深度処分に係る廃棄物埋設施設について坑道の閉鎖措置計画の認可申請及び閉鎖措置の確認申請等に係る費用が発生する。</p> <p><u>&lt;放射線障害防止法関係&gt;</u></p> <p>事業者には防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用が生じると考えられる。なお、これらの装置については、規制要求を満たせば、放射線障害防止の観点から設置されている既設の設備を活用することも可能である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては事業者に対する追加費用は生じない。</p>	<p>生じるので、不適當である。</p> <p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不適當である。</p> <p><u>&lt;放射線障害防止法関係&gt;</u></p> <p>危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不適當である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の各種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不適當である。</p>
行政費用	<p><u>&lt;原子炉等規制法関係&gt;</u></p> <p>従来、国が行ってきた規制検査を事業者による検査に移行させ、原子力規制委員会は、事業者の保安活動全体を対象に総合的な監視・評価を実施することとなるので、新たな検査を実施する検査官の増員を行う予定である。</p> <p>具体的には、平成 29 年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、</p>	

	<p>放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門において計 40 名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。これら検査官の育成のための行政費用等の増加が見込まれる。</p> <p>その他、廃棄物埋設に係る規制の見直しに関しては、指定廃棄物埋設区域の指定等、制度の実施のための費用が生じるが、従来の規制制度から要求している廃棄物埋設施設の許認可の一環として実施されるので、追加の行政費用は少ないと考えられる。</p> <p><u>&lt;放射線障害防止法関係&gt;</u></p> <p>新たに事業者の防護措置の実施状況等に関する検査を行う職員の増員やその育成のための行政費用が生じる。具体的な職員の増員については上述のとおり。</p>	
その他の社会的費用	特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
遵守便益	<p><u>&lt;原子炉等規制法関係&gt;</u></p> <p>国が事業者の保安活動全体を総合的に監視・評価し、その結果に基づき総合的に評定し、評定結果を次の検査に反映させる仕組みとすることで、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高</p>	<p><u>&lt;原子炉等規制法関係&gt;</u>（再掲）</p> <p>全ての検査を国が実施する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取り組みが図られない行政便益や、IRRS の指摘に対応することにならず、国際的な信頼性が低下するという社会的な悪影響が生じるので、不適當である。</p>

	<p>める制度となるので、施設の一層の安全性向上に資するのみならず、事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下などの便益が生じると考えられる。</p> <p>その他、廃止措置への考慮などに係る措置については、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行に資すると考えられる。</p> <p><u>＜放射線障害防止法関係＞</u></p> <p>事業者が防護措置を適切に講じることで、盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為の発生や、それに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができる。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射線障害防止法下の放射性廃棄物について、原子炉等規制法に基づく一元的な規制がなされることで、事業者の規制対応の効率化が図られる。</p>	<p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不適當である。</p> <p><u>＜放射線障害防止法関係＞</u>（再掲）</p> <p>危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不適當である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の核種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不適當である。</p>
行政便益	<p><u>＜原子炉等規制法関係＞</u></p> <p>細分化・複雑化していた検査を一元化し、総合的に評定することとすることにより、個々の検査での断片的な確認を排し、より総合的・網羅的な安全管理を実施することができ、業務の効率化にも資する。</p> <p>加えて、事業者の取組を総合的に評定するため監視・評価制度とすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促すこととなり、行政経費を抑えつつ、原子力施設の安全を高めることができる。</p>	

	<p>その他、円滑な廃止措置を実施するための規制に関して、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行が図られることにより、廃止措置計画のより迅速な申請が可能となり、結果的に廃止措置の迅速かつ円滑な実施に資する。</p> <p><u>&lt;放射線障害防止法関係&gt;</u></p> <p>事業者において、適切に防護措置が取られることにより、放射性同位物質の盗取による放射性物質漏えいのリスクや、社会的なパニック発生リスクを低減することができる。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射性廃棄物の円滑な処分が行われることで、放射性物質漏えいのリスクが低減し、安全性が向上する。</p>	
その他の社会的 便益	平成 28 年 4 月に公表された IAEA による IRRS 報告書の指摘等への対応であるため、改正案を実現することで、国際水準に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上する。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	以上の費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、多くの便益が見込まれる改正案を実施することは適切であると考えられる。	
レビューを行う時期又は条件	附則に基づき、この法律の施行 5 年後を予定している。加えて、制度運用の中で得られた知見等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。	

# 規制に係る事前評価書

政策の名称：原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等

担当 部 局：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房制度改正審議室 金子修一  
電話番号：03-5114-2114 e-mail：seido-kaisei@nsr.go.jp

評価実施時期：平成 29 年 2 月 1 日

## 1. 規制の目的、内容及び必要性

### (1) 目的

東京電力福島第一原子力発電所事故後、重大事故対策等を求める新規制基準が整備され、それへの適合性に係る審査が行われている一方、運転段階の検査制度や放射性同位元素に係る規制の改革は今後の課題とされてきた。

これらの課題への対応の必要性については、平成 28 年 4 月に公表された国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス（Integrated Regulatory Review Service：IRRS）報告においても指摘されており、原子力利用におけるより高い安全性の確保を目指して、効果的な規制改革を行うとともに、これを遂行できる原子力規制委員会の組織体制の整備を行うことが必要となっている。

このため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化等の措置を講ずる。

### (2) 内容及び必要性

#### ①規制の内容

＜核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）関係＞

原子力施設を運用する事業者の安全確保に対する一義的責任を明確化する観点から、原子力施設の基準への適合性について、原子力事業者自らが検査を行うことを義務付ける。一方、原子力規制委員会が実施してきた原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、これらを原子力規制検査として一元化し、事業者が法律に基づいて講ずべき措置についての実施状況を適時適切に網羅的に監視するとともに、その結果に基づき総合的に評定し、必要に応じて原子力規制委員会が指導、勧告その他必要な措置を講ずることとする。

その他、原子力施設等の状況に応じた規制の適正化の関連から、より早い段階における廃止措置への考慮の要求、廃棄物埋設に係る規制の見直し、国際規制物資使用者に係る規制の適正化等を行う。

＜放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）関係＞

危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、放射性同位元素の盗取を防止するための措置（以下「防護措置」という。）の実施を義務付ける。

その他、放射性同位元素等の廃棄に係る特例の規定等を行う。

## ②規制の必要性

### ＜原子炉等規制法関係＞

現行の検査制度は、原子力施設の基準への適合性や原子力事業者等の保安活動等の実施状況を複数の検査制度に基づいて確認するものとなっており、検査が細分化・複雑化しており、総合的・網羅的な安全管理の視点を欠くおそれがある。

また、原子力事業者等にとっても、原子力規制委員会が主体となり基準適合性等を確認する現在の検査制度は、規制上の要求を満足していればよいという意識を生じさせ、自らの改善への取組を阻害するおそれがある。

以上の状況を踏まえると、国は原子力事業者等の検査等の実施状況を包括的に監視し、適切に実施されているかどうかを総合的に評定し、原子力事業者等にフィードバックすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促す効率的かつ効果的な検査制度への転換を図ることが必要である。

また、原子力施設の高経年化が進み、今後、多くの施設の廃止措置が行われること等が見込まれる中、廃止措置のより円滑な実施に資するため、所要の規制を整備しておく必要がある。

### ＜放射線障害防止法関係＞

近年の放射性物質によるテロリズム行為の脅威の高まりや、平成 23 年 1 月に公表された IAEA の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」において防護措置の実施が勧告されたこと等を受け、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対して、防護措置の実施を義務付ける措置が必要である。

また、数十年から数百年の期間を要する放射性廃棄物の処理・処分に当たり、複数の法令由来の廃棄物を併せて処理・処分するためには、規制を合理化することが必要である。

## ③関連条項（※条番号は改正後の条番号）

### 1 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 5 5 条の 4、第 5 5 条の 5、第 5 6 条の 3、第 5 6 条の 4、第 6 1 条、第 6 1 条の 5 の 2、第 6 1 条の 5 の 3、第 6 2 条の 2 の 2 等

### 2 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 1 2 条の 5 の 2、第 2 2 条の 7 の 3、第 4 3 条の 3 の 3 3、第 4 3 条の 2 6 の 4、第 5 0 条の 4 の 3、第 5 1 条の 2、第 5 1 条の 2 4 の 2、第 5 1 条の 2 4 の 3、第 5 1 条の 2 7、第 5 1 条の 2 8、第 5 1 条の 2 9、第 5 1 条の 3 0、第 5 7 条の 4 等

### 3 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 4 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 6 条の 3、第 1 6 条の 5、第 2 2 条、第 2 4 条、第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 7 条、第 4 3 条の 3 の 6、第 4 3 条の 3 の 1 1、第 4 3 条の 3 の 1 6、第 4 3 条の 3 の 2 4、第 4 3 条の 5、第 4 3 条の 9、第 4 3 条の 1 1、第 4 3 条の 2 0、第 4 4 条の 2、第 4 6 条、第 4 6 条の 2 の 2、第 5 0 条、第 5 1 条の 3、第 5 1 条の 8、第 5 1 条の 1 0、第 5 1 条の 1 8、第 5 3 条、第 5 5 条の 2、第 5 7 条、第 6 1 条の 2 の 2、第 7 8 条 等

#### 4条改正関係

改正放射線障害防止法 第31条の2、第33条の2 等

#### 5条改正関係

改正放射線障害防止法 第1条、第2条、第25条の3、第25条の4、第25条の5、第38条の2、第38条の4、第41条の19の2、第41条の21の2、第48条の2 等

## 2. 規制の費用及び便益の分析

### (1) 規制の費用

#### ① 遵守費用

##### <原子炉等規制法関係>

従来、国が行ってきた基準への適合に係る規制検査を事業者が主体となって行う検査に移行することとなるが、これまで、国の検査の受検前には事業者が自主的に自らの施設について基準への適合を確認している状態であり、実質的には大きな追加費用は発生しないと考えられる。

その他、廃止措置を円滑に実施するための規制に関しては早期の廃止措置実施方針の作成、中深度処分に係る廃棄物埋設施設について坑道の閉鎖措置計画の認可申請及び閉鎖措置の確認申請等に係る費用が発生する。

##### <放射線障害防止法関係>

事業者に防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用が生じると考えられる。なお、これらの装置については、規制要求を満たせば、放射線障害防止の観点から設置されている既設の設備を活用することも可能である。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては事業者に対する追加費用は生じない。

#### ② 行政費用

##### <原子炉等規制法関係>

従来、国が行ってきた規制検査を事業者による検査に移行させ、原子力規制委員会は、事業者の保安活動全体を対象に総合的な監視・評価を実施することとなるので、新たな検査を実施する検査官の増員を行う予定である。

具体的には、平成29年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門において計40名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。これら検査官の育成のための行政費用等の増加が見込まれる。

その他、廃棄物埋設に係る規制の見直しに関しては、指定廃棄物埋設区域の指定等、制度の実施のための費用が生じるが、従来の規制制度から要求している廃棄物埋設施設の許認可の一環として実施されるので、追加の行政費用は少ないと考えられる。

##### <放射線障害防止法関係>

新たに事業者の防護措置の実施状況等に関する検査を行う職員の増員やその育成のための行政費用が生じる。具体的な職員の増員については上述のとおり。

### ③その他の社会的費用

特になし

## (2) 規制の便益

### ①遵守便益

#### <原子炉等規制法関係>

国が事業者の保安活動全体を総合的に監視・評価し、その結果に基づき総合的に評価し、評価結果を次の検査に反映させる仕組みとすることで、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高める制度となるので、施設の一層の安全性向上に資するのみならず、事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下などの便益が生じると考えられる。

その他、廃止措置への考慮などに係る措置については、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行に資すると考えられる。

#### <放射線障害防止法関係>

事業者が防護措置を適切に講じることで、盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為の発生や、それに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができる。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射線障害防止法下の放射性廃棄物について、原子炉等規制法に基づく一元的な規制がなされることで、事業者の規制対応の効率化が図られる。

### ②行政便益

#### <原子炉等規制法関係>

細分化・複雑化していた検査を一元化し、総合的に評価することとすることにより、個々の検査での断片的な確認を排し、より総合的・網羅的な安全管理を実施することができ、業務の効率化にも資する。

加えて、事業者の取組を総合的に評価するため監視・評価制度とすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促すこととなり、行政経費を抑えつつ、原子力施設の安全を高めることができる。

その他、円滑な廃止措置を実施するための規制に関して、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行が図られることにより、廃止措置計画のより迅速な申請が可能となり、結果的に廃止措置の迅速かつ円滑な実施に資する。

#### <放射線障害防止法関係>

事業者において、適切に防護措置が取られることにより、放射性同位物質の盗取による放射性物質漏えいのリスクや、社会的なパニック発生のリスクを低減することができる。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射性廃棄物の円滑な処分が行われることで、放射性物質漏えいのリスクが低減し、安全性が向上する。



### ③その他の社会的便益

平成28年4月に公表されたIAEAによるIRRS報告の指摘等への対応であるため、改正案を実現することで、国際水準に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上する。

## 3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

以上の費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、多くの便益が見込まれる改正案を実施することは適切であると考えられる。

## 4. 想定される代替案

### <原子炉等規制法関係>

基準への適合性を国が主体的に確認する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取組が図られないという便益の損失や、責任は事業者に一義的にあるべきという国際基準からも逸脱し、国際的な信頼が低下するという社会的な悪影響が生じるので、不相当である。

その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不相当である。

### <放射線障害防止法関係>

危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不相当である。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の核種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不相当である。

## 5. 有識者の見解その他関連事項

- ・ 原子力規制委員会の検討結果  
(<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/index.html>)
- ・ 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における検討結果  
([https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/roanshin\\_kakunen/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/roanshin_kakunen/index.html))
- ・ 検査制度見直しに関する検討チーム及びWGにおける検討結果  
([https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/kensaseido\\_minashi/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/kensaseido_minashi/index.html))
- ・ 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合  
([https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/hairo\\_kisei/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/hairo_kisei/index.html))
- ・ 廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム

( [https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/haiki\\_bougo/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/haiki_bougo/index.html) )

- ・放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム

( [https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/ri\\_shisetsu\\_kisei/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/ri_shisetsu_kisei/index.html) )

- ・核セキュリティに関する検討会 放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループ (URL)

#### 6. レビューを行う時期又は条件

附則に基づき、この法律の施行 5 年以内を予定している。加えて、制度運用の中で得られた知見等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。